

令和8年度（2026年度）
子ども芸術文化活動支援
（伝統芸能団体交流）事業補助金
募集案内

令和8年（2026年）6月
熊 本 県

【問い合わせ】

熊本県 観光文化部 観光文化政策課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL 096 - 333-2154 FAX 096-381-3343

MAIL kankobunka@pref.kumamoto.lg.jp

※ 提出書類様式は、熊本県公式ホームページからダウンロードできます。

1 趣 旨

本事業は、同じ分野の伝統芸能に取り組む子どもたちが地域間交流を通じて、伝統芸能への誇りや守り続けることの大切さを認識し、その活動を県内各地に広げていくことで、地域文化の振興と次世代育成に貢献することを目的として実施する。

2 募集枠、募集期間等

- (1) 募集团体数：3団体程度（予算の範囲内）
(2) 募集期間：令和8年(2026年)6月8日(月)～7月17日(金) 必着
※先着順とし、予算に達した場合は期間内でも募集を終了します。

3 補助内容

補 助 対 象	◆ 伝統芸能団体 ○ 熊本県内を活動の拠点とする団体であること ○ 伝統芸能活動を行っている子どもたち（小、中学生）がいる団体であること ○ 直近3年間で子どもたちによる伝統芸能の活動歴があること ○ 現在、各地域との交流を行い、今後も各地域との交流を継続していく団体であること
補 助 対 象 と なる 事 業	◆ 伝統芸能活動を行う子どもたちの地域間交流を行うこと。 ◆ 複数の地域にまたがる事業であること、又は、複数地域の団体が参画することにより実施される事業であること。
事業実施期間	令和8年(2026年)8月1日(土)～令和9年(2027年)1月31日(日)
補助対象経費	◆ 交流会における会場使用料、道具（楽器等）の運搬費、実技指導を行う講師への謝金、地域住民への広報費等
補 助 上 限 額	対象団体一団体につき20万円 1/2以内 ※一つの事業に複数の団体が参加する場合は、メインの1団体に補助するものとする。

4 申請手続き

提 出 書 類	交付申請書	別記第1号様式
	団体概要	別添様式①
	事業計画書 (Wordでの提出を推奨) ※ 審査する上で重要な資料となるため、可能な限りご記入の上、提出してください。	別添様式②
	収支予算書	別添様式③
	直近3年間の子どもたちによる伝統芸能の活動歴	任意様式
	支出の根拠となる資料 (見積書の写し等)	任意様式
提 出 方 法	郵送又は持参 (郵送の場合、令和8年7月17日(金) 必着)	
提 出 先	熊本県観光文化部観光文化政策課 (住所等は表紙に記載されているとおり)	

5 交付決定について

提出いただいた交付申請書等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書を郵送します。

なお、申請書受領後、交付決定までには2～3週間程度要します。

6 事業内容等の変更について（※対象の団体のみ）

交付決定後、内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告するとともに、変更申請書（別記第4号様式）及び事業変更計画書（別添様式②を準用）等を提出し、承認を受ける必要があります。

なお、次の場合は「軽微な変更」として取扱い、事業変更手続きを行う必要はありませんが、県への相談は必要です。

- ・事業計画の主要部分を変更しない場合
- ・補助対象経費の30%以内の変更であり、かつ、補助対象経費が減額となる場合

7 実績報告について

補助事業完了の日から起算して30日を超過した日又は令和9年(2027年)2月26日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。県が実績報告書を審査し、交付額の確定を行います。

提出書類	実績報告書	別記第8号様式
	事業実施報告書	別添様式④
	収支清算書	別添様式⑤
	支出の根拠となる資料（領収書の写し等）	任意様式
	その他、活動の様子が分かる写真等の記録	任意様式
提出先	熊本県観光文化部観光文化政策課（住所等は表紙に記載されているとおり）	

8 補助金の請求について

実績報告書の審査の結果、適正な内容と確認できた後、補助金額の確定通知を郵送します。交付確定通知書が届きましたら、請求書（別記第10号様式）を提出してください。

補助金の交付を概算払いにより受けようとするときは、補助金等概算払申請書（別記第11号様式）及び補助金等概算払請求書（別記第12号様式）に概算払内訳明細書（別添様式⑥）を添付の上、申請書を提出してください。

9 留意事項

- ・団体が定期的に行う発表会等の活動は補助対象外です。
- ・本補助事業の交付申請等に係る書類及び支出関係書類（領収書等）は、5年間保存する必要があります。
- ・提出した資料の内容に関して問い合わせることがありますので、必ず控えを保管してください。